

第4回狹山市議會定例会追加議案

議案番号	目次 件名	ページ
第 9 2 号	狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	3
第 9 3 号	狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
第 9 4 号	令和 7 年度狭山市一般会計補正予算（第 5 号）	1 1
第 9 5 号	令和 7 年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 2

議案第 92 号

狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和 45 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 225」を「100 分の 230」に改める。

第 2 条 狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 227.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条第 2 項の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例第 5 条第 2 項の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例第 5 条第 2 項の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例第 5 条第 2 項の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 7 年 12 月 15 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

市長、副市長及び教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

議案第 93 号

狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 2 号の表額の欄中「1 万 3, 300 円」を「1 万 3, 500 円」に、「1 万 5, 800 円」を「1 万 6, 600 円」に、「1 万 8, 700 円」を「1 万 9, 700 円」に、「2 万 1, 600 円」を「2 万 2, 800 円」に、「2 万 4, 400 円」を「2 万 5, 900 円」に改める。

第 18 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 70」を「100 分の 72.5」に改める。

第 19 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 52.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

行政職給料表（一）

（単位 円）

職員の区分	級	1	2	3	4	5	6	7	8
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	366,800	420,700	446,100	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	368,500	422,600	447,800	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	370,100	424,500	449,600	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	371,700	426,300	451,400	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	373,300	428,100	453,200	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	375,100	429,900	454,600	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	376,600	431,700	456,000	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	378,200	433,500	457,200	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	379,500	435,100	458,600	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	381,100	436,600	459,900	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	382,700	438,100	461,200	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	384,200	439,600	462,400	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	386,100	441,100	463,400	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	388,000	442,400	464,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	389,900	443,700	465,300	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	391,700	444,900	466,300	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	393,200	446,100	467,300	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	395,000	447,400	468,000	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	396,700	448,700	468,600	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	398,300	449,900	469,300	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	400,000	451,100	470,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	401,400	451,900	470,700	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	402,800	452,700	471,300	

24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	404, 200	453, 500	471, 900
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	405, 600	454, 100	472, 400
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	406, 800	454, 700	473, 000
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	408, 000	455, 300	473, 500
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	409, 000	455, 900	474, 100
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	410, 100	456, 600	474, 500
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	411, 300	457, 400	474, 900
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	412, 400	457, 800	475, 400
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	413, 500	458, 500	475, 900
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	414, 200	459, 000	476, 300
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	414, 900	459, 400	476, 700
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	415, 500	459, 800	477, 100
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	416, 200	460, 200	477, 500
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	416, 800	460, 600	477, 700
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	417, 400	460, 900	478, 000
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	417, 900	461, 200	478, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	418, 300	461, 500	478, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	418, 700	461, 800	478, 900
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	418, 900	462, 100	479, 200
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	419, 200	462, 400	479, 500
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	419, 500	462, 700	479, 800
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	419, 800	463, 000	480, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	420, 100	463, 300	480, 300
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	420, 400	463, 600	480, 600
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	420, 700	463, 900	480, 900
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	420, 900	464, 300	481, 300

50	254,700	289,200	332,700	378,900	421,200	464,600	481,600
51	255,300	289,900	333,900	379,600	421,400	464,900	481,900
52	255,800	290,600	335,100	380,200	421,700	465,200	482,200
53	256,200	291,100	336,400	380,600	421,900	465,600	482,500
54	256,600	291,700	337,400	381,200	422,200	465,900	482,800
55	256,900	292,300	338,500	381,800	422,500	466,200	483,100
56	257,200	293,000	339,600	382,500	422,800	466,500	483,400
57	257,500	293,600	340,300	382,800	423,000	466,900	483,800
58	257,800	294,200	341,200	383,500	423,300	467,200	484,100
59	258,100	294,800	341,900	384,200	423,600	467,500	484,400
60	258,400	295,500	342,700	384,800	423,800	467,800	484,700
61	258,700	296,100	343,500	385,100	424,000	468,200	485,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	424,300	468,500	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	424,600	468,800	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	424,800	469,100	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	425,000	469,500	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	427,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	427,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	427,900		

	77	263,500	303,600	352,000	393,200	428,000			
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	428,300			
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	428,600			
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	428,900			
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	429,000			
	82	265,000	304,800	354,200	395,400				
	83	265,300	305,100	354,600	395,800				
	84	265,600	305,300	355,000	396,200				
	85	265,900	305,600	355,300	396,500				
	86	266,200	305,800	355,700	396,900				
	87	266,500	306,100	356,100	397,300				
	88	266,800	306,400	356,500	397,700				
	89	267,100	306,700	356,700	398,100				
	90	267,400	307,000	357,100	398,500				
	91	267,700	307,300	357,500	398,900				
	92	268,000	307,600	357,900	399,300				
	93	268,300	307,800	358,100	399,700				
	94		308,000	358,400	400,100				
	95		308,300	358,800	400,500				
	96		308,700	359,100	400,900				
	97		308,900	359,400	401,300				
	98		309,200	359,800	401,700				
	99		309,500	360,200	402,100				
	100		309,900	360,600	402,500				
	101		310,100	361,100	402,900				
	102		310,400	361,500	403,300				

	103		310, 700	361, 900	403, 700				
	104		311, 000	362, 300	404, 100				
	105		311, 200	362, 800	404, 500				
	106		311, 500	363, 200	404, 900				
	107		311, 800	363, 500	405, 300				
	108		312, 100	363, 800	405, 700				
	109		312, 300	364, 200	406, 100				
	110		312, 600						
	111		313, 000						
	112		313, 300						
	113		313, 500						
	114		313, 700						
	115		314, 000						
	116		314, 400						
	117		314, 600						
	118		314, 800						
	119		315, 100						
	120		315, 400						
	121		315, 700						
	122		315, 900						
	123		316, 200						
	124		316, 500						
	125		316, 800						
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	331, 900	374, 800	395, 000	409, 200

第2条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の狭山市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第2項第2号の表及び別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の狭山市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

令和7年12月15日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国の一般職の職員の給与改定の状況に鑑み、一般職の職員の給料及び通勤手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

議案第 9 4 号

令和 7 年度狭山市一般会計補正予算（第 5 号）

補正予算別冊のとおり

令和 7 年 1 2 月 1 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 7 年度狭山市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度狭山市一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 1 1, 3 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 9, 0 7 5, 9 5 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
16 国庫支出金	
	2 国庫補助金
	3 国庫委託金
17 県支出金	
	2 県補助金
20 繰入金	
	2 基金繰入金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
10,045,232	1,009,723	11,054,955
1,523,338	1,009,473	2,532,811
34,357	250	34,607
4,439,379	728	4,440,107
953,887	728	954,615
3,687,192	200,916	3,888,108
3,338,192	200,916	3,539,108
57,864,585	1,211,367	59,075,952

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
8 土木費	
	3 都市計画費
10 教育費	
	1 教育総務費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
8,537,405	777,000	9,314,405
7,103,682	777,000	7,880,682
27,995,023	428,645	28,423,668
13,275,765	1,212	13,276,977
12,185,528	427,433	12,612,961
4,451,712	822	4,452,534
3,018,289	822	3,019,111
4,961,565	4,900	4,966,465
1,007,421	4,900	1,012,321
57,864,585	1,211,367	59,075,952

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当 支給事業	7, 1 7 1

議案第 9 5 号

令和 7 年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

補正予算別冊のとおり

令和 7 年 1 2 月 1 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 7 年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度狭山市国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4, 8 2 2, 2 0 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
5 繰入金	
	1 他会計繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,215,218	185	1,215,403
1,176,218	185	1,176,403
14,822,018	185	14,822,203

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
114,803	185	114,988
93,461	185	93,646
14,822,018	185	14,822,203